

# みんなの自転車保険

(自転車総合保険、傷害総合保険)

自転車に関する賠償事故やケガが  
24時間補償の対象となります!!

## 自転車補償プラン

(自転車総合保険)

プラン

年間掛金

【自転車総合保険に ご加入の皆さまへ】 2022年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、補償内容の改定を行っています。  
【更新に際し、改定後の内容にご案内しますので、本パンフレットを必ずご確認ください。】

| プランA<br>賠償のみプラン                               | プランB<br>本人(被保険者)補償指定プラン                       | プランC<br>家族全員補償プラン                             |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 1,650円/年<br>損害保険料1,270円、<br>自転車会費・制度運営費(*)を含む | 2,180円/年<br>損害保険料1,800円、<br>自転車会費・制度運営費(*)を含む | 3,540円/年<br>損害保険料3,160円、<br>自転車会費・制度運営費(*)を含む |

賠償事故の場合 (全プラン家族全員が対象です。)

日本国内において、被保険者の方が、自転車の所有、使用または管理に起因して、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

**業務中の賠償事故について**  
業務で自転車を利用中に起こした賠償事故は補償の対象とはなりません。通常の通勤通学途中の自転車事故は補償されます。  
※裏面の「保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

**ご注意** ご自身の乗っている自転車の修理費用は補償の対象となりません。

家族  
全員

賠償責任  
自己負担額ゼロ

A・B・C全てのプラン共通!

賠償責任補償は  
ご家族全員をサポート!

賠償責任  
補償額

# 1億円

自己負担額(免責金額)はありません!

安心の  
示談交渉サービス付!

※詳しくは、裏面をご参照ください。

傷害事故の場合 (プランによって補償額と被保険者範囲が異なります。)

日本国内において、被保険者の方が次のような事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。  
業務で自転車を利用中の傷害事故も補償されます。

- ・自転車に乗っている間の急激かつ  
偶然な外来の事故によるケガ
- ・他人が運行中の自転車との衝突・  
接触事故によるケガ

ケガの補償  
加入プラン  
によって  
補償の範囲が  
異なります

| プランB                                                                                                                            | プランC                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>対 象<br/>加入依頼書の<br/>被保険者欄に記載された方<br/>おひとりが補償されます。</p> <p>死亡・後遺障害保険金<br/>500万円</p> <p>入院保険金(日額)<br/>2,000円<br/>※通院は補償されません</p> | <p>対 象<br/>家族全員<br/>※加入依頼書の被保険者欄に<br/>記載された方によって補償の対象となる<br/>ご家族の範囲が異なる場合があります。<br/>(詳細は裏面をご覧ください。)</p> <p>死亡・後遺障害保険金<br/>加入依頼書の被保険者欄に<br/>記載された方<br/>1,000万円<br/>上記以外のご家族<br/>500万円</p> <p>入院保険金(日額)<br/>3,000円<br/>※通院は補償されません</p> |

保険商品：自転車総合保険  
適用割引：団体割引30%適用  
保険期間：1年  
払込方法：一時払  
※制度運営費とは、この保険制度の運営上必要な費用(事務手数料費用等)に充当するための費用です。

自転車事故④日常生活による  
賠償、交通事故  
充実補償プラン

(傷害総合保険)

プラン

年間掛金

| プランD<br>本人(被保険者)補償プラン                              | プランE<br>本人(被保険者)補償プラン                              | プランF<br>家族全員補償プラン                                  |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 1,980円/年間<br>損害保険料1,600円、<br>自転車年会費・制度運営費(*)を含みます。 | 2,780円/年間<br>損害保険料2,400円、<br>自転車年会費・制度運営費(*)を含みます。 | 5,320円/年間<br>損害保険料4,940円、<br>自転車年会費・制度運営費(*)を含みます。 |

賠償事故の場合 (全プラン家族全員が対象です。)

日本国内または国外において、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。  
※シニアカーでの賠償事故も補償。

**業務中の賠償事故について**  
業務で自転車を利用中に起こした賠償事故は補償の対象とはなりません。通常の通勤通学途中の自転車事故は補償されます。  
※裏面の「保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

**ご注意** ご自身の乗っている自転車の修理費用は補償の対象となりません。

家族  
全員

個人賠償責任  
自己負担額ゼロ

D・E・F全てのプラン共通!

個人賠償責任補償は  
ご家族全員をサポート!

賠償責任  
補償額

# 3億円

自己負担額(免責金額)はありません!

安心の  
示談交渉サービス付!

※詳しくは、裏面をご参照ください。

傷害事故の場合 (プランによって補償額と被保険者範囲が異なります。)

日本国内または国外において被保険者の方が、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。

- ① 交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ② 交通乗用具に搭乗中の事故
- ③ 駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
- ④ 交通乗用具の火災 など

ケガの補償  
加入プラン  
によって  
補償の範囲が  
異なります

| プランD                                                                                                                            | プランE                                                                                                                                                                                                                              | プランF                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>対 象<br/>加入依頼書の<br/>被保険者欄に記載された方<br/>おひとりが補償されます。</p> <p>死亡・後遺障害保険金<br/>100万円<br/>※後遺障害保険金は後遺障害等級の<br/>第1級から3級までが対象となります。</p> | <p>対 象<br/>加入依頼書の<br/>被保険者欄に記載された方<br/>おひとりが補償されます。</p> <p>死亡・後遺障害保険金<br/>500万円<br/>※後遺障害保険金は後遺障害等級の<br/>第1級から3級までが対象となります。</p> <p>入院保険金(日額)<br/>2,000円<br/>手術保険金<br/>入院中の手術:入院保険金日額の10倍<br/>外来の手術:入院保険金日額の5倍<br/>※通院は補償されません</p> | <p>対 象<br/>家族全員<br/>※加入依頼書の被保険者欄に<br/>記載された方によって補償の対象となる<br/>ご家族の範囲が異なる場合があります。<br/>(詳細は裏面をご覧ください。)</p> <p>死亡・後遺障害保険金<br/>加入依頼書の被保険者欄に<br/>記載された方<br/>1,000万円<br/>上記以外のご家族<br/>500万円<br/>※後遺障害保険金は後遺障害等級の<br/>第1級から3級までが対象となります。</p> <p>入院保険金(日額)<br/>3,000円<br/>手術保険金<br/>入院中の手術:入院保険金日額の10倍<br/>外来の手術:入院保険金日額の5倍<br/>※通院は補償されません</p> |

保険商品：傷害総合保険  
付帯特約：交通傷害危険のみ補償特約  
後遺障害等級限定補償特約(第1級～第3級)・入院保険金支払限度日数変更特約(180日)セット  
適用割引：団体割引30%適用(自転車総合保険と傷害総合保険の被保険家族数合算10,000家族以上の場合)  
保険期間：1年  
払込方法：一時払  
※制度運営費とは、この保険制度の運営上必要な費用(事務手数料費用等)に充当するための費用です。

**ご注意** 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

お問い合わせ先

【受付時間】  
◆平日  
午前9時～午後5時

(変更(住所変更・プラン変更・解約等)、  
口座振替(振替結果・設定口座の情報等)  
に関するお問い合わせはこちら)

●幹事取扱代理店

(保険の内容に関するお問い合わせはこちら)

●引受保険会社

一般社団法人  
自転車安全対策協議会 事業部

〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目1番21号

損害保険ジャパン株式会社  
神戸支店 法人第一支社

〒650-8501 神戸市中央区栄町通3-3-17  
損保ジャパン神戸ビル

サイクルボー  
0570-031965

TEL 078-333-2640  
FAX 078-333-2674

自転車保険 事故受付専用ダイヤル

受付時間  
24時間365日

万一事故にあわれた場合は、  
ただちに事故受付専用ダイヤル  
または損保ジャパン、取扱代理店  
までご連絡ください。

# 0120-25-3190

※事故のご連絡の際は、必ず「みんなの自転車保険」のご利用の旨をお伝えください。

指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会  
そんぽADRセンター

0570-022808

＜通話料有料＞

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)  
※詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

- ・裏面のご加入内容の確認事項をご確認ください。
- ・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。
- ・したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- ・このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)
- ・ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ・加入者票は大切に保管してください。また、口座引去後2か月を経過しても加入者票が届かない場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。Webでお申込みの場合は申込時にダウンロードをしてください。

この保険のあらましと補償内容

【みんなの自転車保険にご加入の皆さまへ】

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。  
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方、以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし (契約概要のご説明)

**商品の仕組み** この商品は、自転車総合保険普通保険約款・傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

**保険契約者** 一般社団法人 自転車安全対策協議会

**保険期間** 保険期間 2022年10月1日午前0時から1年間(以後、毎月1日・15日開始)  
※継続契約は当日の午後4時から開始となります。新規・継続ともに満期日の午後4時に契約は終了します。

**申込締切日** 第1回目の申込締切日は2022年9月25日  
(以後、毎月10日締切 同月15日開始 毎月25日締切 翌月1日開始)

**引受条件(保険金額等)・保険料・保険料払込方法等**

- 加入対象者：自転車会員サイクルメンバーズ
- 被保険者：＜傷害補償＞自転車会員サイクルメンバーズまたはその配偶者および同居の親族と別居の未婚の子を被保険者としてご加入いただけます。

【プランC・F】 被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。  
※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

【プランB・D・E】 被保険者本人のみが保険の対象となります。  
＜賠償補償＞全プランとも家族全員が対象となります。詳細は「補償の内容」をご確認ください。

●お支払方法：  
以下のいずれかの方法で、年間掛金として年会費・制度運営費と一緒に払込みいただけます。払込方法：一時払  
①クレジットカード決済。(WEB申込専用)  
②補償開始月の翌月27日(土日祝日の場合は金融機関の翌営業日)にご指定いただいた口座より引落し。  
方、口座から引落とした方がない場合は払込票によりお支払いください。再度、お払込みいただけない場合には補償開始日によって補償できなくなりますのでご注意ください。

●更改手続き：  
①クレジットカード払の方には、満期前にご案内のメールを送付させていただきます。毎年インターネットでクレジットカード情報の更新が必要となります。  
②口座振替の方には満期前に継続確認のご案内を郵送させていただきます。そのまま継続される方は一切の手続きは不要です。脱退または変更を希望される場合はお問い合わせください。  
●中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。  
●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

●満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。  
●お申込方法：下表のとおりです。

| ご加入対象者    | お手続方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規加入者の皆さま | WEBの加入依頼画面の入力または添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 既加入者の皆さま  | 前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合<br>WEB申込みの方はご継続時にクレジットカードの登録が必要となります。郵便申込みの方はお手続き不要です。お申し出がない限り、1年後の応当日ごとに会員および補償は自動継続となります。<br>ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合<br>WEB申込みの方…WEB会員画面よりお手続きください。<br>郵便申込みの方…前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。<br>継続加入を行わない場合<br>お問い合わせ先に記載の取扱代理店までご連絡ください。 |

**補償の内容 (保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)**

【自転車総合保険】  
被保険者が、日本国内において、自転車事故(自転車搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故\*または運行中の自転車で衝突・接触された事故)によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。

**ご注意** 保険期間の開始日より前に発生した事故による損害・ケガに対しては、保険金をお支払いできません。

※「急激かつ偶然な外来の事故」について  
●「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。  
●「偶然」とは、原因の発生が偶然である「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する原因のない出来事をいいます。  
●「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

**ご注意** 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

| 保険の種類        | 保険金をお支払いする主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 保険金をお支払いできない主な場合                                                                                                                                                                                     |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 賠償責任(国内のみ補償) | 日本国内において、自転車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※1)を運行不能にさせたこと等によって、被保険者(※2)が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。<br>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。<br>(※1)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。<br>(※2) この特約における被保険者は次のとおりです。 | ①故意<br>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※)を除きます。)、核然放射性物質による損害<br>③地震、噴火またはこれらによる津波<br>④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任<br>⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任<br>⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 |



| 賠償責任（国内のみ補償）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 賠償責任（※）                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりません）。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりません）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。</p> <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> | <p>⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>（※）「テロ行為」とは、政治的、社会的、思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するもの等がその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> |

（注）補償内容が同様の「ご契約」<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。  
（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

| 親族の範囲           | 保険金をお支払いする主な場合                                                                                                                               | 保険金をお支払いできない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死亡保険金           | 日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。                    | ①故意または重大な過失<br>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為<br>ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎりません。 <sup>(※1)</sup><br>③脳疾患、疾病または心神喪失<br>④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの<br>⑤地震、噴火またはこれらによる津波<br>⑥自転車による競技、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故<br>ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎりません。 <sup>(※1)</sup> |
| 後遺障害保険金（国内のみ補償） | 日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 | ⑦類（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 <sup>(※2)</sup> のないもの など                                                                                                                                                                                                                   |
| 入院保険金           | 日本国内において自転車事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                |

（※1）家族型の場合  
（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

| 用語のご説明 | 用語の定義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自転車    | ペダルまたはハンド・クラंकを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（ルールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。）およびその付属品（積載物を含みます。）                                                                                                                                                                                                                                   |
| 治療     | 医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 入院     | 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することを行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 配偶者    | 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 <sup>(※1)</sup> および同性パートナー <sup>(※2)</sup> を含みます。<br>（※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。<br>（※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。<br>（注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。 |
| 親族     | 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 未婚     | これまで婚姻歴がないことをいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

#### 【傷害総合保険】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ<sup>(※)</sup>をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

（注）次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ②交通乗用具に搭乗中<sup>(※)</sup>の事故
- ③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
- ④交通乗用具の火災 など

（※）正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

●保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

| 保険金の種類          | 保険金をお支払いする主な場合                                                                                                                                                                                                                                                     | 保険金をお支払いできない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死亡保険金           | 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。                                                                                                                                                     | ①故意または重大な過失<br>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為<br>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転<br>転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転<br>④脳疾患、疾病または心神喪失<br>⑤妊娠、出産、早産または流産<br>⑥外科的手術その他の医療処置<br>⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの<br>⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合）<br>⑨類（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 後遺障害保険金         | 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の78% <sup>(※)</sup> ～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。                                                                                                                 | ⑩交通乗用具による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 入院保険金           | 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日 <sup>(※)</sup> を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。                                                                                                                                                                                         | ⑪船舶に搭乗することを職務（養成所の生徒を含みます。）とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 手術保険金           | 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対して180日 <sup>(※)</sup> を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。<br>（※）入院保険金支払限度日数変更特約（180日）をセットしています。                                                                                                                                                  | ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 手術保険金           | 事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりませ。<br>なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、（入院中に受けた手術の場合）の手術保険金をお支払いします。<br>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 <sup>(※1)</sup><br>②先進医療に該当する手術 <sup>(※2)</sup> | ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故<br>⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中的その作業に直接起因する事故 など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 個人賠償責任（国内・国外補償） | <p>（※1）以下の手術は対象となりません。<br/> 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観光的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>（※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りません。</p>                                                                                             | <p>①故意</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害</p> <p>③地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p>⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任</p> <p>⑦心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両<sup>(※1)</sup>、銃器その他の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩環境汚染に起因する損害賠償責任</p> <p>⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害</p> <p>⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害</p> <p>・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>・差し指入、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</p> <p>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</p> <p>・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的故障</p> <p>・置き忘れ<sup>(※2)</sup>、または紛失</p> <p>・盗取または横領</p> <p>・雨、雪、雹（よみ）のみぞれ、あるいは融雪水の浸み込みまたは吹き込み</p> <p>・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取など</p> <p>（※1）次のア. からウ. までのいずれかA. に該当するものを除きます。</p> <p>A. 主たる原動力が人力であるもの</p> <p>イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート</p> <p>ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車等、原動機を用いるもの</p> <p>（※2）被保険の対象を置いた状態でのその事実または置いた場所を状態をとをいいます。</p> |

（注）補償内容が同様の「ご契約」<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。  
（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

| 用語のご説明  | 用語の定義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 用 語     | 電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等を含みます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スクートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）、ペダルのない二輪遊具等は除きます。                                                                                                                                                                                                            |
| 交 通 交 渉 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 先 医 進 療 | 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。<br>(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)                                                                                                                                      |
| 治 療     | 医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 入 院     | 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することを行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 配 偶 者   | 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 <sup>(※1)</sup> および同性パートナー <sup>(※2)</sup> を含みます。<br>（※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。<br>（※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。<br>（注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。 |
| 親 族     | 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 未 婚     | これまで婚姻歴がないことをいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 免 責 金 額 | 支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

#### ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

#### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

#### 2. ご加入時における注意事項

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な受判判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★他の保険契約等<sup>(※)</sup>の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、自転車総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約を含みます。

●口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していたことにはなりません。

- 告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

#### 3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱落される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>

被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎりません。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきまは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●期間中のプラン変更はできません。

<重大事由による解除等>

- 保険金を支払わせる目的でケガ等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

#### 4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午前0時（継続加入の場合は応当日の午後4時）に始まります。

●毎月10日と25日受付。10日受付分は同月15日に、25日受付分は翌月1日に保険責任が始まります。

#### 5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになられたりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

【傷害総合保険の場合】盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

（注）【自転車総合保険】日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスの提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ・他人の損害に法律上の賠償責任を負担されない場合 など
- ・自分の被害請求のための交渉の場合

（注）【傷害総合保険】 個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスの提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ・他人の損害に法律上の賠償責任を負担されない場合 など
- ・自分の被害請求のための交渉の場合

●保険金のご請求にあたっては、下記に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

|   | 必要となる書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類<br>例) 保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など                                                                                                                                                                                                                                               |
| ② | 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類<br>例) 傷害状況報告書、事故証明書、就業不能状況報告書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など                                                                                                                                                                                                                                   |
| ③ | 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類<br>例) ①被保険者の身体への傷害または疾病に関する事故、他人の身体への損害に関する賠償事故の場合<br>死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、<br>②運動免許証(写)、レントゲン(写)、休業損害証明書、源泉徴収票、所得を証明する書類、災害補償規定、<br>補償金受領書 など<br>③他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合<br>修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など |
| ④ | 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類<br>例) 同意書 など                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| ⑤ | 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類<br>例) 示談書*、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など                                                                                                                                                                                                                                    |
| ⑥ | 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類<br>例) 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ⑦ | 保険の対象であることが確認できる書類 売買契約書(写)、保証書 など                                                                                                                                                                                                                                                                                |

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

【ご注意】 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

【ご注意】 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン/所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要なる事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳細い内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券をご確認ください。

#### 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

#### 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れりする場合があります。

#### 【ご注意】

<自転車総合保険の家族型の場合>ご加入後、被保険者が死亡され、被保険者がなくなった場合は、その事実が発生した時にその家族に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって家族全員が死亡された場合は、その保険金が支払われるべきその家族の保険料を返還します。

<自転車総合保険個人型・傷害総合保険の場合>ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

#### 8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻してから3か月までに発生した事故による保険金が全額）が補償されます。

#### 9. 個人情報取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

#### 【ご加入内容確認事項】

お客様事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して特にご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

#### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 ☐ 保険金額 ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法 ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

#### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- ☐ 被保険者（保険の対象となる方）の「生年月日」（または「満年勘」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様の「ご契約」が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【家族型にご加入になる方のみご確認ください】

☐ 被保険者（保険の対象となる方）の範囲についてご確認いただきましたか。

#### 3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。